【都市計画に関する制限等一覧】

都市計画区域	地 域	丹波都市計画区域(別紙資料参照)・昭和61年3月28日指定						
	建ぺい率	6 0 %	容積率	200%	用途制限	なし(一部あり)		
	区域区分	区域区分なし (非線引き区域)						
	防火地域	指定なし (建築基準法第22条区域)						
	建築確認申請	必要						
		・3,000㎡以上の開発行為 → 都市計画法による開発許可・町要綱協議						
	開発(町協議)	・500㎡以上の開発行為 or 計画戸数が2戸以上の建築行為 → 町要綱協議						
		※上記基準に満たない開発・建築行為の場合でも協議対象になる場合がありますので、事前相談願います。						
		※開発許可を受けた区域内では、用途指定があります						
都由	地 域	瑞穂地区・和知地区全域、丹波地区の一部						
	建ぺい率	指定なし	容積率	指定なし	防火地域	指定なし		
	建築確認申請	建築基準法第6条の規定による						
計	開発許可	10,000㎡以上の開発行為 → 都市計画法による開発許可						
都市計画区域外		以下の事業を行う場合、事業区域の面積が述べ300㎡を超えるときは、「京丹波町の環境保全に関する条						
	その他	例」による事業の許可が必要になります。						
外外		・開発事業(土地の区画形質を変更する行為及びこれに付随する建築物を建築する行為)						
		・土砂等による土地の埋め立て行為(土砂等により土地の埋め立て、盛土及びたい積する行為)						
		(※事業者自身が居住する専用住宅の場合には適用しない)						

【都市計画・建築関係の問い合わせ先】

内 容	問い合わせ先	内 容	問い合わせ先	
○道路・法定外公共用物・屋外広告物		○農地法関係	京丹波町農業委員会事務局	
○建築確認申請事前協議	京丹波町土木建築課	○道路指定・種別		
○都市計画施設の区域内(都市公園等)		○建築確認申請]	
○埋蔵文化財	京丹波町教育委員会	○建築計画概要書	京都府南丹土木事務所	
○上下水道関係	京丹波町上下水道課	○その他建築基準法関係		
○土壌汚染・水質汚濁・太陽光関係	京丹波町住民課	○都市計画法による開発関係		